



# すてっぷ 通信



令和4年2月

発行：中央区社会福祉協議会  
成年後見支援センターすてっぷ中央  
TEL: 03-3206-0567

こんなときは、成年後見支援センター

すてっぷ中央 へご相談ください！

金融機関から成年後見制度の利用を勧められたが、どうすればよいかわからない。

福祉サービスを利用したいけれど、手続きの方法がわからない。

施設に入りたいが、保証人がいないとダメだと言われた。

お金や郵便物の管理を、一人にするのが不安だ。

成年後見支援センターすてっぷ中央では、高齢者や障害のある方が地域で安心して暮らしていくよう成年後見制度の利用支援と権利擁護支援事業を行っています。

## 成年後見制度の利用支援

- 成年後見制度の利用についての相談の他、家庭裁判所への申立て手続きの支援、後見人候補者の紹介を行います。
- 親族の後見人をしている方の支援や、所得や資産が少ない方でも制度が利用できるよう報酬等の助成を行っています。

## 権利擁護支援事業

- 高齢者や障害のある方を対象に、福祉サービス利用の支援を行います。
- 福祉サービスの利用に伴い、日常的な金銭や書類の管理をお手伝いします。

その他にも成年後見制度についての講演会や、弁護士による福祉法律相談なども行っています。各事業の詳細は、すてっぷ通信の中で順次ご紹介します。お楽しみに！

# 権利擁護支援関係者ネットワーク連絡会を開催しました！

令和3年12月23日に、第1回『権利擁護支援関係者ネットワーク連絡会』を開催しました。

この連絡会は、地域で活動する権利擁護支援の関係者間の顔の見える関係づくりを行い、高齢者や障害者など権利擁護の支援を必要とする人を、地域で見守り、早期に発見し、適時適切に支援へつなげることができる体制（権利擁護の地域連携ネットワーク※下記参照）を構築・強化していくことを目的としています。

当日は、地域で高齢者や障害者に関わる、医療、司法、福祉など23の団体から34名の方に参加いただきました。今回は全参加者から活動の紹介をいただき、互いの活動を知る機会となり、ネットワークづくりの第一歩になりました。今後も参加者からいただいたご意見をもとに、『権利擁護支援関係者ネットワーク連絡会』の充実を図っていきます。



## 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは

従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み。ネットワークの役割は、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3点になります。

（「成年後見制度利用促進基本計画」より抜粋）

### 【成年後見制度のご相談】

中央区社会福祉協議会 成年後見支援センター「すてっぷ中央」

住所:〒104-0032 中央区八丁堀 4-1-5 1階

TEL : 03-3206-0567 FAX : 03-3523-6386

Eメール : [step@shakyo-chuo-city.jp](mailto:step@shakyo-chuo-city.jp)

月～金曜日(年末年始・祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

